

公園でイベントをしてみませんか？

赤穂海浜公園



イベント募集！



グループ活動募集！

・広大なオープンスペースの赤穂海浜公園では、3密を回避し十分なソーシャルディスタンスを確保したイベントを実施できる
・ポストコロナに向けた地域活性化に貢献できる
これらの理由によりイベント募集を行います。イベントの内容によっては、実施時期や内容について調整させていただくことや、実施をお断りする場合があります。また、今後の感染拡大の状況によっては、募集を中止する場合があります。

ロハスパーク



グループ発表会



青空ヨガ



カヤック体験教室



赤穂シティマラソン

・公園は不特定多数の人が自由に利用できるもので、通常は貸切った利用はできませんが、赤穂海浜公園では事前に届出や許可申請をすれば、場所を貸切りにしてイベントを実施することができます。
・イベントを開催したことがない方でも申込みのお手伝いをしますので、ご応募ください。



1. 公園でできること

下記は一例であり、皆さんで可能性を広げてください

スポーツをする
 グラウンドゴルフ大会
 スケートボード
 ローラースケート
 トライアスロン

池を使って遊ぶ
 カヌー
 カヤック
 SUP
 水上ラジコンボート

催し物をする
 野外フェス
 音楽ライブ
 祭り
 コンサート

その他
 ランニング
 キャッチボール
 リフティング
 健康教室
 写真撮影
 凧揚げ
 ピクニック
 スポーツ練習

学ぶ
 自然観察教室
 天体観測
 書道教室
 絵画教室

発表する
 ダンス発表会
 自作品の展覧会
 写真コンクール
 コレクションの展覧会

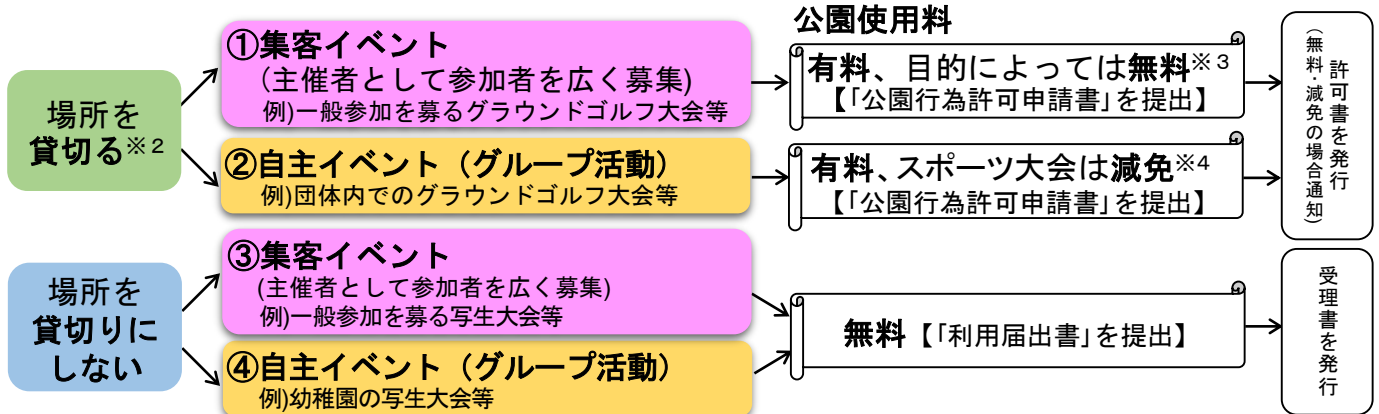
その他いろいろ
 物品の販売
 車両の展示会
 ペットの競技会
 撮影会

【行為許可申請書不要】
 ※20名以上の場合、「利用届出書」が必要でず

【行為許可申請書が必要】

2. 募集イベント^{※1}の種類と利用手続き

営利目的の有料イベントも応募可能



①～④の集客・自主イベントでない利用は手続き不要

集客イベントについては、公園HP等でPRします。

※1 イベント：原則20名以上の参加者、構成員で実施するもの

※2 「場所を貸切る」：一定の区域を相当な時間にわたり特定の目的を持って独占的に使用すること

※3 無料になる場合：自然啓発、福祉、文化芸術、スポーツ振興、子どもの健全育成等を目的とし、公園が共催できるイベントについては使用料・占用料が無料(申請受付後、管理事務所で判断します)

※4 減免になる場合：広場や園路でのスポーツ大会利用は、条件を満たせば通常料金の1/10の料金で利用可(申請受付後、管理事務所で判断します)

(減免例：芝生広場でグラウンドゴルフ大会100m×50mの場合、100m×50m×15円/㎡・日×1/10=7500円/日)

3. 募集条件

- 書類の提出は利用予定日の6ヶ月前から可能で、30日前までに提出してください
(④の自主イベントの利用届出書は一週間前でも受付可能)
- 責任を持って、自律した活動(自ら企画・安全確保・運営ができる、財源がまかなえる)ができること
- 赤穂海浜公園内のエリア(わくわくランド有料遊具施設、海洋科学館、塩の国、喫茶店、オートキャンプ場を除く)で行うこと
- 「集客イベント」については休園日を除く日の公園開園時間(9時から17時)外でも実施の相談可能
- 公序良俗に反するイベントや公園利用者、近隣住民の迷惑となるイベントは禁止
- イベント内容や利用予定日時によっては、お断り、調整等をお願いする場合があります

イベント応募をご検討の方へ

まずは赤穂海浜公園管理事務所へ申込みを

申込み方法

- 赤穂海浜公園管理事務所へ来ていただくか、電話、メールでイベント名、内容、日時、場所、連絡先などを連絡してください。
- メールの場合、「イベント申込書(HP掲載)」を利用していただくと便利です。
- 連絡内容を基にイベントの内容や日時、空き状況を勘案し、管理事務所から、イベント実施の可否の連絡をします。
- 必要な手続きはHP掲載の「イベント申請のフロー」を参照してください。
- HP掲載書類は「トップページの最新情報→【お知らせ】イベント募集のお知らせ→【ルール・様式等】」を参照してください。

申込み・問い合わせ先：赤穂海浜公園管理事務所(〒678-015 赤穂市御崎1857-5)

電話：0791-45-0800 FAX：0791-45-0183 Email：info_ako@hyogopark.com

赤穂海浜公園HP(トップページ)のURL：<http://www.hyogo-park.or.jp/akokaihin/>